

民事非訟・家事事件等のシステム開発の状況（令和6年2月時点）

Cこれまでお伝えしてきた開発方針（令和4年10月31日courtsポータル掲載スライド2頁）

- 現在のように手続ごとにシステムが併存すると、利用者にとっても職員にとっても不便であり、システム間の連携も困難

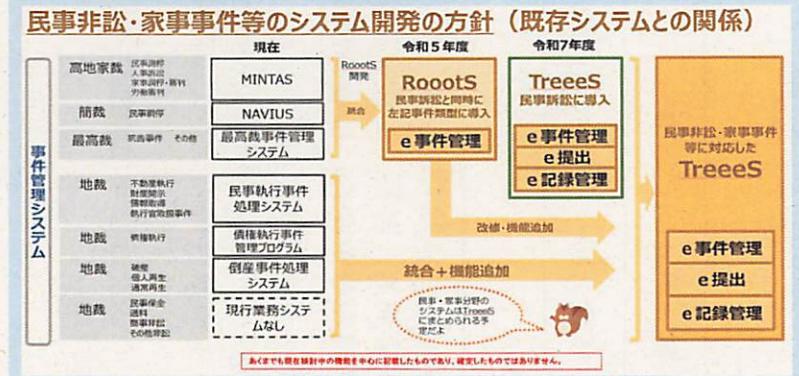
民事訴訟のシステム（TreeeS）を改修等することで
民事非訟・家事事件等にも対応するシステムとする

C現時点のシステム開発等の進捗状況

- 民事非訟・家事事件等のシステム開発については、令和5年7月以降、上記開発方針の下、要件定義（開発前の準備作業）を進めており、概ねスケジュールどおり進行中
- 他方で、上記開発方針は、民事訴訟の事件管理システム（RoootS）を令和6年3月までに全国に展開すること等を前提に、必要な改修等をする予定で検討していたもの。現在、同システム導入は延期されており、その完成を待って順次必要な改修等を行うとすると、当初予定より開発期間が短縮される可能性あり。

C現時点の検討状況

- 開発方針については、上記のような要件定義・開発状況等に応じ、継続的に見直していくことが必要
- システムの品質を確保し、各庁における準備や習熟に十分な時間を確保するという観点から、民事非訟・家事事件等について、当初の開発方針を維持することができない場合に備え、開発開始時期を含め、どのような開発方針が最適か、あり得る選択肢の検討を始めることにした
- その1つとして、執行・倒産等については、民事訴訟のシステムの改修を前提としないシステム構成へと見直すことも視野に入れた検討が必要と考えている（次頁）



民事非訟・家事事件等のシステム開発の方針（令和6年2月時点）

青枠部分のシステム構成を中心に、開発開始時期を含め、どのような開発方針が最適か、あり得る選択肢の検討を始めました。

